

『2011年版 司法試験 完全整理択一六法 刑事訴訟法』
お詫びと訂正

以下の箇所に戻りがございました。お詫びして訂正いたします。

2012年10月9日現在

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
34	24行目から 27行目	《注釈》 ・訴訟関係人のする 閲覧請求であっても、「関係人の名 誉又は生活の平穩 を害する行為をする 目的でされた閲覧 請求は、権利の 濫用として許され ない」とした判例 がある（最決平 20.6.24・平20重 判7事件）。	削除	2012.1.28
39	19行目の下 に追加	—	《注釈》 ・訴訟関係人のする 閲覧請求であって も、「関係人の名譽 又は生活の平穩を 害する行為をする 目的でされた閲覧 請求は、権利の濫用 として許されない」 とした判例がある （最決平20.6.24・ 平20重判7事件）。	2012.1.28
158	7行目	①郵便物等の押収 (100)	①令状の呈示(110)	2011.12.23

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
69	最判平 20.4.25の 「事案」の 3行目	被害者が自分ば かにしている	被害者が自分 を ば かにしている	2011.4.16
267	最判平 19.12.25 の10行目	防備録	備忘録	2011.4.16
18	24行目	好意	行為	2011.1.7